

環境影響評価法	岡山県環境影響評価等に関する条例	備考
<p>配慮書</p>		<p><b>配慮書</b> 事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のための配慮事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。(二種事業は任意で作成)</p>
<p>↓ 計算結果の報告会</p>		
<p>二種事業の判定</p>		
<p>↓ 判定に係る知事意見</p>		
<p>方法書・要約書</p>	<p>実施計画書</p>	<p><b>実施計画書と方法書</b> 条例、法により名称が異なるだけで、いずれもアセス方法(調査方法等)を記載した図書。事業者は、縦覧を行い住民意見、市町村長意見、知事意見を勘案した上で、最終的なアセス方法を決定する。</p>
<p>↓ 公告・(電子)縦覧(1ヵ月) 説明会の開催 住民意見(縦覧+2週間) 住民意見の概要報告 市町村長意見 技術審査委員会</p>	<p>↓ 周知計画への意見(2週間) 公告・縦覧(2週間) 住民意見(縦覧+1週間) 住民意見の概要・見解報告 市町村長意見(1ヵ月) 技術審査委員会</p>	
<p>知事意見(90日以内*)</p>	<p>知事意見(2ヵ月以内*)</p>	<p>*住民意見の概要報告等の送付を受けてから起算。</p>
<p>↓ 調査等の実施(1年程度) ※事業内容や周辺環境により異なります(数ヶ月~数年)</p>	<p>↓ 調査等の実施(1年程度) ※事業内容や周辺環境により異なります(数ヶ月~数年)</p>	
<p>準備書・要約書</p>	<p>準備書・要約書</p>	<p><b>準備書</b> 方法書等の手続きにより決定したアセス方法に従い、調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置等について記載した図書。準備書の縦覧期間中には、関係地域内での説明会を実施。</p>
<p>↓ 公告・(電子)縦覧(1ヵ月) 説明会開催 住民意見(縦覧+2週間) 住民意見の概要・見解報告 (市町村長意見) 公聴会開催(必要に応じ) 技術審査委員会</p>	<p>↓ 周知計画への意見(2週間) 公告・縦覧(3週間) 説明会開催 住民意見(縦覧+1週間) 住民意見の概要・見解報告 (市町村長意見)(6週間) 公聴会開催(必要に応じ) 技術審査委員会</p>	
<p>知事意見(120日以内*)</p>	<p>知事意見(3ヵ月以内*)</p>	
<p>↓ 準備書の修正等</p>	<p>↓ 準備書の修正等</p>	
<p>評価書</p> <p>環境省意見(政令期間内) 許認可行政機関意見 評価書の補正 公告・(電子)縦覧(1ヵ月) 許認可の審査 着工・事後調査報告公表</p>	<p>評価書</p> <p>公告・縦覧(1ヵ月) 工事着手届(その他届) 環境管理 環境管理報告 (工事着手から完了後) (原則5年間)</p>	<p><b>評価書</b> 準備書に対する知事意見等を踏まえ必要な修正を加えた最終的な図書。事業者は、評価書公告後、必要な手続きを行い工事着手が可能。</p>